

巻末資料 5

CDR に関する海外法令本調査の結果

(レクシス・ネクシス・ジャパン株式会社) 204-219

添付資料：アメリカ・イギリス・オーストラリア・カナダの4か国に関する法令調査により示された、各国のCDR関連法の特徴

CDRに関する海外法令本調査の結果

レクシスネクシス・ジャパン株式会社

2021年11月30日

アジエンダ

CDRに関する海外法令本調査

1. 調査内容
 - 1.1. 調査対象国
 - 1.2. 調査項目
2. 調査結果
 - 2.1. 調査項目に対する各国の関連法の原文状況
 - 2.2. 各国の法律の特徴
 - 1)アメリカ
 - 2)イギリス
 - 3)オーストラリア
 - 4)カナダ
 - 2.3. 各国における個人情報情報に関する考え方・方針
3. 参考資料
4. さいごに

1. 調査内容

1.1. 調査対象国
アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド等のCDRを国レベルで実施している国および地域

1.2. 調査項目

以下の内容に関する法律および条文箇所、判例や国会答弁などによる根拠に関する情報

- 1) 管轄する省庁名
- 2) CDRを規定する法律
- 3) CDR導入範囲
- 4) 地域の定義
- 5) CDR導入時期
- 6) 検証対象が全死亡であること
- 7) 検証対象年齢
- 8) 検証委員の職種
- 9) 利用可能な情報・書類
- 10) 検証委員会の種類
- 11) 登録データベースの有無とその所有者
- 12) CDR運営委員会・団体の定義
- 13) 実施ガイドラインの有無
- 14) 個人情報利用の正当性
- 15) 捜査・裁判中情報の利用の規定
- 16) 他自治体や関係機関情報の非公開が認められた場合、その根拠
- 17) CDR情報開示請求時の対応
- 18) 死因究明に関する法律があるか

2. 調査結果

2.1. 調査項目に対する各国の関連法の原文状況
アメリカ・イギリス・オーストラリア・カナダ・ニュージーランド・シンガポール・オランダをCDRに関する海外法令を調査した結果、アメリカ・イギリス・オーストラリア・カナダのCDRに関する関連法令が確認できた。ニュージーランド、シンガポール、オランダのCDRに関する関連法が確認できなかった。そのため、参考情報を別紙にて記載。

対象国	アメリカ	イギリス	オーストラリア	カナダ	ニュージーランド	シンガポール	オランダ
関連法	✓	✓	✓	✓	該当なし	該当なし	該当なし

備考：Lexis Nexisのデータベースを中心に関連キーワードで検索した結果、ニュージーランド、シンガポール、オランダの該当情報えられなかったため、該当なしと記載。
オランダは、CDRの活動団体の情報は確認できた。
ニュージーランドとシンガポールの関連規定は、公開情報を検索しても該当する情報が抽出できませんでした。

2. 調査結果

2.1. 調査項目に対する各国の関連法の原文状況
 アメリカ・イギリス・オーストラリア・カナダの4か国が共通して関連法の記載があった項目は 2) CDRを規定する法律、7) 検証対象年齢、8) 検証委員の職種、9) 利用可能な情報・書類、14) 個人情報利用の正当性、17) CDR情報開示請求時の対応 の6項目であった。1 4) 1 7) の項目について次の頁で説明する。

調査項目	アメリカ	イギリス	オーストラリア	カナダ
1) 管轄する省庁名	✓	✓		✓
2) CDRを規定する法律	✓	✓	✓	✓
3) CDR導入範囲				
4) 地域の定義	✓			✓
5) CDR導入時期				✓
6) 検証対象が全死亡であること	✓		✓	✓
7) 検証対象年齢	✓	✓	✓	✓
8) 検証委員の職種	✓	✓	✓	✓
9) 利用可能な情報・書類	✓	✓	✓	✓
10) 検証委員会の種類	✓	✓		✓

2. 調査結果

2.1. 調査項目に対する各国の関連法の原文状況
 アメリカ・イギリス・オーストラリア・カナダの4か国が共通して関連法の記載があった項目は 14) 個人情報利用の正当性、17) CDR情報開示請求時の対応 であった。

調査項目	アメリカ	イギリス	オーストラリア	カナダ
登録データベースの有無			✓	
11) とその所有者				
12) CDR運営委員会・団体の定義	✓	✓		✓
13) 実施ガイドラインの有無		✓		
14) 個人情報利用の正当性	✓	✓	✓	✓
15) 捜査・裁判中情報の利用の規定	✓	✓	✓	
16) 他自治体や関係機関情報の非公開が認められた場合、その根拠			✓	✓
17) CDR情報開示請求時の対応	✓	✓	✓	✓
18) 死因究明に関する法律があるか	✓		✓	✓
19) その他	✓			

2. 調査結果

2.2. 各国の法律の特徴 1) アメリカ

CDRの規定は州により大きく異なり、今回調査対象としたサウスカロライナ、イリノイ、ミズーリ、オクラホマの順にCDRに対する意識が高い。

個人情報提供に関しては、18歳未満の子供の死に関わる情報は、家族の同意の有無関係なしに開示すべきという前提がほとんどの州で基準となっている。特にサウスカロライナ州とイリノイ州では情報開示を拒む場合、これに関する罰則を与える（協力的な個人や団体に対しては優遇）など、厳しく規定されている。

ミズーリ州においては、サウスカロライナ州・イリノイ州の様に個別に定めている規定はないものの、同州内の法律内のガイドラインに、情報提供を促す記述は存在する。

オクラホマ州についてはこの限りではないが、他州同様、死亡原因究明に対する情報提供を拒否する権利は基本的にはなく、CDRに対する考え方の根幹としては、国として積極的に調査を進める意向があることが推察される。

2. 調査結果

2.2. 各国の法律の特徴 2) イギリス

アメリカの様な罰則や提供者に対する優遇は設けられていないが、イギリスではCDRの調査チームが立ち上がっており、彼らの情報開示請求に対しては原則従うものとされている。

今回の調査で原文内に見つかった調査項目数が全11（下記）とその数自体は少なくともなかったものの、他国に比べて参考となる有益な情報とその原文内に見つからなかったのは、イギリスにおいては、法令で定める基本要件とは別に指名しているCDRを運営する専門組織や下部組織に、これの運営を委ねているためであるとみられる。

- 1) 管轄する省庁名
- 2) CDRを規定する法律
- 7) 検証対象年齢
- 8) 検証委員の職種
- 9) 利用可能な情報・書類
- 10) 検証委員会の種類
- 12) CDR運営委員会・団体の定義
- 13) 実施ガイドラインの有無
- 14) 個人情報利用の正当性
- 15) 捜査・裁判中情報の利用の規定
- 17) CDR情報開示請求時の対応

2. 調査結果

2.2. 各国の法律の特徴 3) オーストラリア

ビクトリア州は参考となる情報はほぼ存在しなかったものの、その他の州においても当該州在住の子供の死に対する検視の際は、それに関わる情報は原則制限なく提供するようにと定められている。これを拒否する権利を示す記載はない。また、死因究明のチームの誰がどの様な情報にアクセス可能かについて細かく下記の通り定められている。

1. 誰が

- (a) 公共サービス機関、法定団体、地方自治体の長官、部長、最高経営責任者、上級幹部、上級職員
- (b) 警察庁長官
- (c) 国家検視官
- (d) 子供に医療サービスを提供する医師、医療専門家、またはその団体の責任者。
- (e) 子供に福祉サービス（家族支援サービス、児童サービス、里親または家庭外居住者ケア、障害者サービスを含む）を提供する人、またはその団体の責任者
- (f) 非政府系学校（教育法1990の意味において）の校長

2. どのような情報に

フィルムや電子処理等により編集・記録・記録・保存された全ての文書またはその他の情報源

*ここである電子処理とは、例えば団体や病院に紙文書で記録された医療記録等の情報が存在する場合は鑑みて、それらをOCR処理などによりテキスト情報を抽出し、電子ファイルとして記録・保管することを指すと思われる。

2. 調査結果

2.2. 各国の法律の特徴 4) カナダ

オンタリオ州およびケベック州においては、CDRを規定する法律はないものの、死因調査の主軸となるCoroners Actは存在し、その中で、省内に組織されている検死関連のCDR委員会は多数あるとの記載がある。

そのCDR委員会を規律する規定等は特になく、また、CDR委員会がレビュー可能となるのは検死がなされた後に限られている上に、CDRは政策（実務運用）として行われているものなので、対象は検視官とされており、関係機関全体に対する情報開示請求等の強制力ははない。しかし、Coroners Act内では「統計情報の調査、データ分析、または編集に従事するために合理的に必要な以上の個人情報を開示してはならない。」「受け取った情報はその目的以外に使用してはならない」と規定されており、つまり個人情報保護を目的として情報提供の範囲は限られてはいるものの、原則的には検視における死因調査への協力を促す内容が確認できた。

一方、アルバータ州にはCHILD AND YOUTH ADVOCATE ACTという法律が存在し、原則18歳未満で、医療介護を受けていた児童がレビュー対象となる。家庭内暴力により死亡した場合のレビューについては、Protection Against Family Violence Actがあるが、前述の法律との間で相互に言及する規定が存在しないため、独立した制度である。

個人情報提供に関しては、1) 関連する省庁 2) 関連する法執行機関 3) アルバータ州保険局 4) ファースト・ネーション（一部の先住民族）の委任機関 5) 主任検死官事務所 等は、子供の死亡に関連する可能性のある情報や記録を持つている場合は、これを弁護人に提供しなればならないと定められている。

2. 調査結果

2.2. 各国における個人情報に関する考え方・方針

1) アメリカ

CDRチームは、子供の死に不審な点がある場合に特化して調査をする傾向がある。その場合、Law Enforcement / Autopsy / Coroner 等が最初に調査を行った後、CDRチームによるReviewが行われている。

個人情報開示に関して保護者の同意に関する記述はないが、これは、先に述べたLaw Enforcement / Autopsy / Coroner の調査が最初に行われる際に、大前提として個人情報の提供は義務でとみなされるからである。

2) イギリス

地方自治体の子どもの死の審査官 (England, Wales, Scotland) やSafeguarding Board (Northern Islandの保護委員会) は、死亡審査の支援を目的とした個人情報の開示請求を行う権利があり、開示要請があった場合、個人または団体はそれに従う必要があり (義務付けられており)、これを拒否することはできないとされている。

3) オーストラリア

アメリカのCDRチームは、特に不審死に特化して調査を行うのに対し、オーストラリアでは、子供の死全般に対して、その情報の登録および調査を行うものになっている。そのため、基本的な個人情報の提供は求められるものと思われる。しかしながら、死亡した子供とその親の個人が特定されうる個人情報に関しては、公にされないものと定められている。

2. 調査結果

2.2. 各国における個人情報に関する考え方・方針

4) カナダ

子供の死の捜査において必要とされる個人情報¹の提供は義務付けられている。これに関する質問に対する応答や所有物・情報の提供等²をしなければならぬとされている。万が一それらを拒否する場合には、侮辱罪に問われ得るとされ、強制的に従うように命令が発令される。

罰則に関する記述を見る限り、今回調査した国の中では最も強制力が強い。

5) ニュージーランド

子供の親や家族からの個人情報の提供が義務づけられている記載はないが、オーストラリア同様、基本的な情報は提供するものとされている。

3. 参考資料

1) アメリカ イリノイ州

- 個人情報利用の正当性

・自治体が家族の同意を得ないで関係機関から情報収集する根拠

情報収集は自治体が主体ではない。つまり、本法律でいうところのCDRチームが、死亡調査の裁量を持ち、情報収集権限を有している。家族の同意の有無は一切記載ないため、同意を得る必要がない。

・医療機関が家族の同意を得ないで自治体に情報提供する根拠

医療機関を主体とする規定はない。ただ当該チームがあらゆる情報へのアクセス権限を持っているようである。結果的に医療情報もチームに提供される。その意味で根拠とはいえないが関連法規として記載している。

・自治体間で死亡児関連の情報共有を出来る根拠

自治体が、とは書いていないが、未成年者の死亡に関する情報の記録は、チームによって作成されたものを除いては開示・共有が可能。

原文より抜粋

(20 ILCS 515/20)Sec.20. (a)(5) A child death review team may, at its discretion, review other sudden, unexpected, or unexplained child deaths, cases of serious or fatal injuries to a child identified under the Children's Advocacy Center Act, and all unfounded child death cases. (20 ILCS 515/25)Sec.25. Team access to information.

(a) No later than 21 days prior to a child death review team meeting, the Department shall provide to a child death review team and its staff all records and information in the Department's possession that are relevant to the team's review of a child death, including records and information concerning previous reports or investigations of suspected child abuse or neglect, all records and information from the Statewide Automated Child Welfare Information System or from any other database maintained by the Department, and all documents, including, but not limited to, police reports and medical information.

(b) A child death review team shall have access to all records and information that are relevant to its review of a child death and in the possession of a State or local governmental agency, including, but not limited to, information gained through the Child Advocacy Center protocol for cases of serious or fatal injury to a child. These records and information include, without limitation, birth certificates, all relevant medical and mental health records, records of coroner or medical enforcement agency investigations, records of coroner or medical examiner investigations, records of the Department of Corrections and Department of Juvenile Justice concerning a person's parole or aftercare release, records of a probation and court services department, and records of a social services agency that provided services to the child or the child's family.

(c) Child death review team staff must have full access to the Statewide Automated Child Welfare Information System, any other child welfare database maintained by the Department, and any child death certificates held by the Office of Vital Records within the Department of Public Health.

(Source: P.A. 100-1122, eff. 11-27-18.)

3. 参考資料

- 2) 本調査で使用した主な法律
1. アメリカ
 - サウスカロライナ
South Carolina Child Fatality Review and Prevention Act
 - オクラホマ
Oklahoma Child Death Review Board Act
 2. イギリス
 - ウェールズ
Children Act 2004 (Section 16M)
 - スコットランド
Children Act 2004 (Section 16M)
 - 北アイルランド
Safeguarding Board Act 2011

3. 参考資料

- 2) 本調査で使用した主な法律
3. オーストラリア
 - ニューサウスウェールズ Community Services (Complaints, Reviews and Monitoring) Act 1993.
 - ビクトリア (関連法令なし)
 - クイーンズランド Family and Child Commission Act 2014
 - Child Protection Act 1999
 - サウスオーストラリア Children and Young People (Oversight and Advocacy Bodies) Act 2016
 - ノーザンテリトリー Chapter 3 Part 3.3 of the Care and Protection of Children Act 2007
4. カナダ
 - オンタリオ Coroners Act, R.S.O. 1990, c. C.37 the Child, Youth and Family Services Act, 2017
 - ケベック (調査中)
 - アルバータ CHILD AND YOUTH ADVOCATE ACT
5. ニュージーランド (関連法令なし)
6. シンガポール (関連法令なし)
7. オランダ (関連法令なし)

4. さいごに

CDRに関する海外法令本調査を終えて、今回調査対象となった諸外国では、情報公開制度に基づき、情報開示を前提としてCDRに関する法令を定めていることがわかった。しかしながら、当該CDR法および関連法律の原文は、何れも当該法律の基本要件を含む必要条文のみで構成されており、個人情報取り扱いに関する具体的な要件（遺族同意の要否、情報粒度、種別、提出期限等）を定めている記述はなく、実際の運用は専門組織に委ねているようである。

特に、情報開示に対する肯定的な文化が根付いていない日本においては、今後CDR法を設立し、その運営方法を検討する際には、諸外国のように、情報開示の義務付けと詳細要件を原文内に記載するのではなく、CDRを運営する下部組織の指名を行い、その権限を明確に定めるべきである。

例えばイギリスのように法令で定める基本要件とは別途指名している、CDRを運営する専門組織の体制や運営状況の調査を追加で行うことで、個人情報開示請求に関する実態を把握・参考とすることが有用であると思われる。